

令和6年度 北上市議会 産業環境常任委員会

行政視察報告書

1 視察期間

令和6年11月13日（水）～11月15日（金）

2 視察先及び視察事項

宮城県角田市

- ・角田市西根地区における農地の集積・集約化の取組について

栃木県小山市

- ・コミュニティバス「おーバス」の取組について
- ・合葬墓について

福井県若狭町

- ・農業の担い手確保に向けた取組について

3 視察の概要及び委員の所感

(1) 宮城県角田市

角田市西根地区における農地の集積・集約化の取組について

① 市の概要

面積：147.53 平方キロメートル

人口：26,748 人（令和6年3月末現在）

- ・阿武隈高地の北端にある伊具盆地の北部に位置。
- ・中央を阿武隈川が南北に流れる。
- ・気象は宮城県内でも比較的温暖で降雪は年数日。

② 説明者

角田市産業建設部農林振興課 課長補佐、角田市農業委員会 会長、公益社団法人角田市農業振興公社 事務局長

③ 視察内容

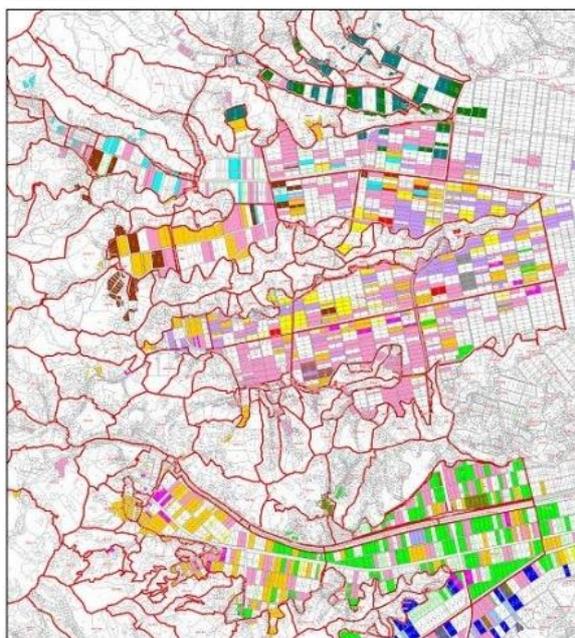
(ア) 経緯

農地の集約化が進まない北上市。早期に集約化に取り組んだ事例を参考に、当市でも集約化を進めたい。

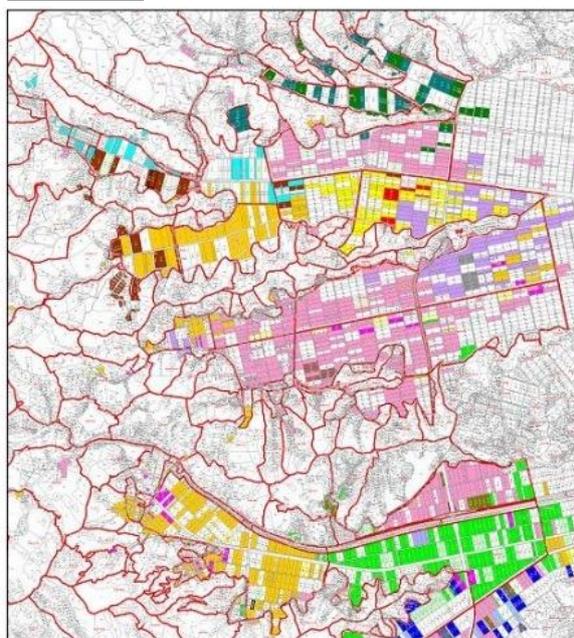
(イ) 事業の概要、成果と課題

- ・平成 28 年に角田市西根地区の稲置地域、毛萱地域で農家の担い手が協議を行い、農地耕作条件改善事業を実施した。
- ・平成 29 年より計画作成を目標とする「人・農地プラン検討委員会」が角田市農林振興課、角田市農業振興公社、土地改良区、農地中間管理機構、農業改良普及センター、角田市農業委員会とで、お互い連携する形で進められた。
- ・西根地区では関係会議が 20 回を超え、継続して協議ができるよう「西根地区担い手農家等連絡協議会」を設立した。そして、認定農業者らの積極的な話し合いが行われ、第 1 回「人・農地プラン地域検討会」の席上、担い手より「農地集積の限界。農地集約を進め作業の効率化を目指す必要がある」との意見から農地集積が進んだ。この背景には、約 30 年以上前に区画整理のされた圃場で、暗渠等の老朽化が目立ち、簡易な整備が可能な農地耕作条件改善事業による再生整備への取り組みの機運が高まっていた。また、地域の担い手も現在の分散圃場のままでの経営拡大、規模拡大に限界を感じていた。
- ・20 回を超える会議の中で「人・農地プラン検討委員会」の会議を 5 回開催し、圃場の利用地図を担い手農家ごとに色分けをした。この色分けを行ったことにより担い手農家ごとの分散農地を把握することができ、集約化が進んだ。
- ・農地集積において問題となるのが地代であるが、これも地域内の統一を図った。集積前は 10a 当たり 3,000 円から 7,000 円の幅があった地代を 5,000 円に統一した。また、農地の集積についても、地権者の了承を得て集積した。
- ・この取り組みの成功は、地権者に何度となく足を運び、地域の将来の農地をどう考えるか、どう守っていくかについて時間をかけて説得したことによるものである。

集積前



集積後



集積・集約後の角田市の状況

(ウ) 今後の展開

担い手は当初 19 人であったが、中山間の農業者もいたため最終的に 12 人で落ち着いたとのこと。また、この事業を始めるにあたっては、地域向けにアンケートを行っていた。この地域の土地改良区の排水費用は、当時 1 等級 2,300 円から 5 等級 600 円であった。

担い手それぞれが、地域の農業の将来に疑問を抱いており、農地を次世代に繋ぎ永続的に守っていききたいという気持ちが強かった。

小作料を統一したことが集積に拍車をかけていた。ただし、耕作者、圃場の条件、人柄等弊害はあったが、担い手が一軒一軒回って説得を行っていた。

農地中間管理事業を活用することにより、地域の農地を集積することによる国から機構集積協力金が交付される。当時約 2,000 万円が市に交付された。このために行ったと言っても過言ではない。3%を担い手農家等連絡協議会で使用している。

(エ) 主な質問事項

Q 農地集積において地権者からの反対意見はなかったか。

A 円滑化事業で集積し分散耕作している農地を農地中間管理事業で集約・集積したため大きな反対意見は無く、地権者からも理解をいただいたと認識している。

Q 小作料の違いはなかったか。

A 物納や金納と小作料は様々であった。当時の角田市の賃貸料の平均は 5,500 円/10a (物納 26.2 kg)。

Q 農地の形状など小作料金の差額はどうなっているのか。

A 小作料は一律 5,000 円/10a である。また、地権者は耕作担い手から 5,000 円/25 kg で購入可とした。

Q 農地中間管理事業の優良事例集に紹介される取り組みの中で「集約化を進めるため、担い手間て統一賃貸料や集約するエリアを設定した」とあるが統一賃貸料を定めるためのルールや規則などの設定はあるか。

A 担い手で賃貸料が異なると、エリアごとに集約化が図れないため統一することとした。賃貸料については、角田市全域にかかる平均賃貸料を参考に 5,000 円/10a と決定。また、決定した賃貸料については、定期的に見直しを行うこととしている。

Q 集約するエリアの設定は、担い手間の中でどのようにして決めて行くのか。

A 基本的には、当時担い手が耕作していた農地周辺を集約エリアとし、担い手の経営規模や後継者等を考慮し調整した。

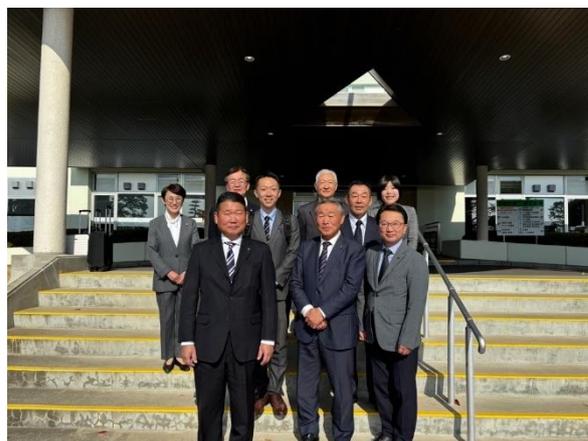
Q 市内 7 地区に分けての取り組みと聞きしたが、賃貸料の統一については全地区一律の金額か、または地区ごとに設定したのか。

A 中間管理事業を活用しての賃貸料の統一は、このエリアのみの設定となっている。

- ④ 所感
別紙のとおり



角田市議会視察



角田市役所正面

(2) 栃木県小山市

- ・コミュニティバス「おーバス」の取組について
- ・合葬墓について

① 市の概要

面積：171.75 平方キロメートル

人口：165,991 人（令和6年4月1日現在）

- ・栃木県南部に位置し、市の東側は茨城県に接している。東京からは北に約 60 キロメートル、県都宇都宮市からは南に約 30 キロメートルの距離にある。
- ・地形は、関東平野のほぼ中央でほとんど起伏がなく、市中央部に思川、東部に鬼怒川、西部に巴波川が流れている。
- ・市街地の周辺には農地や平地林の田園環境が広がっており、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」をはじめとする豊かな自然環境と数多くの歴史的・文化的財産を有し、農業・商業・工業のバランスがとれたまちとして発展。

② 説明者

- ・小山市都市整備部都市計画課 新交通・バス推進係（コミュニティバス「おーバス」の取組について）
- ・小山市市民生活部環境課環境保全係（合葬墓について）

③ 視察内容

【コミュニティバス「おーバス」の取組について】

（ア）経緯

平成 28 年の行政視察で富山県魚津市、福井県敦賀市のコミュニティバスについて視察している。自治体がコミュニティバスの運行を開始した第一の原因は民間のバス路線が廃止されたことにある。北上市のコミュニティバスの運行は通院、買い物等の交通弱者の交通手段を確保することにあつたと思う。それまでは口内地区の有償ボランティア運送、和賀地区の患者輸送バスが利用者を支援していたが、2001 年（平成 13 年）から交通過疎地を中心に岩手県交通の小型バスによって運行され、現「おに丸号」の運行は 20019 年（令和元年）である。コミュニティバスの運行が 20 年の節目の年を目前にして、より利用者にとって便利で愛されるコミュニティバスの運行を参考とすることを目的に小山市を視察したものである。

（イ）事業の概要

小山市の「おーバス」の運行は、北上市の「おに丸号」の運行開始と同時期である。小山市は公共交通を、都市における必要不可欠な「都市機能」であり、都市の運営ツール及び市民への公共サービスと位置付け、市民意見の反映に努め、そのサービス水準は上位目線に照らして市が主体的に設定するとともに、民間事業者の力を活用して責任を持って市民のための公共交通を実現するとしている。

そのために利用者の利便を大切にされたダイヤ改正や運行路線の見直し、乗車料金の設定、LINE を活用したモバイル定期券や回数券活用など利用促進の取り組みは JCOM プロジェクト賞や EST 交通環境賞の受賞をするなどの評価に表れている。



小山市コミュニティバス

(ウ) 成果や評価

小山市の「おーバス」の運行は、利用者目線のコミュニティバスの運行を目標にして、5年ごとの計画の見直しを事業計画において明らかにしている。ダイヤ改正、運行路線の見直し、料金設定について将来に向けた政策をタイムリーに実施しようと地域公共交通に位置付けており、北上市の現「おに丸号」の公共交通計画にも反映できるものであった。

(エ) 課題

少子高齢化、人口減少の現実、自家用車利用との競合にあって、如何に市民にコミュニティバスの運行に目を向けさせるか、政策に工夫が求められる。

(オ) 今後の展開

北上市にとって、北上川東部や和賀地区の人口減少地域は生活を支える公共交通をはじめ社会インフラ整備の遅れが地域の足枷になっている。その一つにコミュニティバスの運行は、地域を支える重要な政策であることは論を待たない。

しかし、一方で少子高齢化は確実に進んでいることから、利便性の高い自家用車利用との競合、運転手の確保をはじめ、課題は依然として大きいだろうと思われることから、コミュニティバス運行を取り巻く困難な課題解決について、市民の考えを政策に活かしていること、市民の公共財産であることを市民に理解頂ける取り組みを参考にしたい。

(カ) 主な質疑

Q おーバス「noroca」の利用率はどれくらいか。

A 令和6年4月の定期券保有者における「noroca」保有者の割合は約99.4%。

(紙「noroca」が46.9%、モバイル「noroca」が52.5%)

なお、「noroca」は接触機会を減らす等の観点より、運転士に画面を見せるだけという特性上、現金・回数券・定期券・支払方法の割合は把握出来ていない。

Q 「noroca」はコミュニティバス限定か。

A 以前は路線バスのみだったが、今年度10月からデマンドバスも利用できるように拡大した。理由は、今年度7月からスタートした「おーバスを保管するタクシー割引」をデマンドバスの利用者にも利用してもらうためである。

このサービスは、モバイル回数券またはモバイル定期券(noroca)を保有する方を対象にしたサービス、路線バスの利用者限定のものとなっていたが、デマンドバスの利用者にもこのサービスを利用してもらうために「noroca」の対象をデマンドバスまで拡大した。

Q スマホ決済のみか。ICカードは。

A 運賃の支払方法は、現金、紙の回数券、紙の定期券(noroca)、モバイル回数券もしくはモバイル定期券(noroca)。

モバイル回数券やモバイル定期券 (noroca) の支払いは、LINE を窓口としてクレジットカードで決済する形としており、乗車の仕方は、購入者に LINE を介し提供される回数券や定期券の画像をスマホに表示させ、降車時に運転士に提示する形としている。ICカードについては、導入に向け検討中である。

Q おーバス 80 歳以上の方無料事業の効果は。

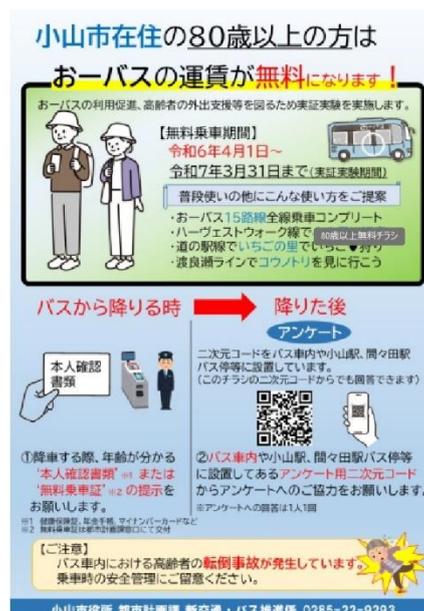
A 効果については確認していないが、80 歳以上の方に対し、移動にかかる負担を軽減することで、外出の機会を増やし生活の質の向上を図り、生きがいにつなげるという考えで実施したもの。

Q おーバスを補完するタクシー利用事業の利用率は。

A 今年度9月の実績は、利用回数 213 回、
利用金額は 439,900 円。
利用金額に対する市の負担額は 219,000 円。
(システム使用料や振込手数料を含め
1 か月の市の負担は約 24 万円)

Q おーバス「noroca」の問題点や課題の抽出は。

A 問題点は細かなものだが、古い定期券の画像をコピーし、それを提示して乗車する利用者がいたとの情報があったこと。運転士の目視による確認作業であるため、限界があるように感じている。



小山市ではおーバスの利用促進に向けた様々な事業を実施している

Q モバイル定期券の開始年度の利用者数と現在の利用者数の推移は。

A 開始時期は令和3年10月。年度別利用者数は以下の通り。

年度・月	利用者数	通常定期券 保有者	noroca 紙 保有者	noroca モバイル 保有者
令和3年4月	361	49	312	0
令和4年4月	576	20	296	260
令和5年4月	865	14	407	444
令和6年4月	1,051	6	493	552

Q モバイル定期券利用者の内訳は（例：中学生以上65歳未満〇%、通学〇%等）

A 以下の通り。

年度・月	通学者	通勤者	65歳以上	小学生等
令和3年4月				
令和4年4月	260	111 (43%)	136 (52%)	13 (5%)
令和5年4月	444	207 (47%)	213 (48%)	24 (5%)
令和6年4月	552	263 (48%)	251 (45%)	38 (7%)

【合葬墓について】

(ア) 経緯

市営墓地に設置している合葬墓の状況やニーズを小山市当局から聴くため。

(イ) 事業の概要

小山市は、近年の少子高齢化、核家族化の進行に伴うお墓の後継者問題やお墓を持ってない方などに対応するため、最終的な受け皿として「小山市墓園やすらぎの森」の中に合葬墓を設置している。

(ウ) 成果や評価

合葬式墓地は、ひとつの大きなお墓に多くの焼骨と一緒に埋蔵することができ、お墓の継承者（後を継ぐ人）がいない人でも利用することができる。ただし、申し込みは小山市民で住民登録がある人。納骨壇使用料は、一体用が7万5千円、二体用が15万円。使用期間は20年間、その後合葬室に他のお骨と一緒に合祀される。

小山市の合葬墓は少子化や一定のニーズや問い合わせが増え、無縁墓や墓じまいの墓が見られるようになってきた時に議会からの提案や、自治体として先進地視察を行い、将来的な危惧的状况が起きる前に対処できる方法として、市長のトップダウンにより平成19年より事業が開始された。募集をかけたところ、予想を遥かに超えた応募者が殺到し、思った以上のお墓に対する問題が浮き彫りになった。実際に墓じまいをする方やお墓に対する考え方の意識が変わった方、また低所得者層などが利用している割合が大きい。

(工) 課題

小山市の合葬墓は後数年で合葬室や納骨壇が埋まってしまうという話で、今後受け入れとしてどうするかという問題があるという。市営墓地は小山市では一つしかないため、その園内に増設する動きを模索中とのこと。墓じまいの世帯が今後ますます増えるというデータもあることから、ニーズは衰えないのではないか。

(オ) 今後の展開

県内の自治体ではまだ、事業化している例がないため、北上市は市長や関係部長が問題意識を持たない限り、事業化は難しいのでは。一般質問により議会議員からは提案があり、対岸の火事ではなく我が事として、早急に検討して頂けることを望む。秋田県秋田市では、市営墓地に合葬墓を設置したところ、募集者が殺到して、2次募集にまで行ったという話で、実は市民は真剣に求めていると考えるべきでは。市民は口には出さないが、納骨費用や永代供養など死んでお金がかかることに不安を持っている方が他市のアンケートで浮き彫りになっている。民間墓地にも安く、入れることや永代供養料などの問題を解決できる仕組みづくりが望まれるのではないか。

(カ) 主な質疑

Q 合葬墓を市営墓地内に設置した理由は。

A 平成6年に墓園全体の基本計画を策定していた際は、納骨堂として一時預かりの施設を整備する予定であった。建設を検討する段階において審議会に諮ったところ、少子高齢化や晩婚化による承継者の減少を危惧され、合葬墓の検討を求められた。その後、先進地であるさいたま市の合葬墓を視察するなどして、平成20年度に審議会に諮り決定した。

Q 合葬墓への周知や募集体制はどうなっているか。

A 申込みの資格がある人は、1年以上小山市に住民登録があること、条例・規則に定める範囲の焼骨を持っている人、生前の人であれば65歳以上となっている。

有骨者は随時募集している。生前に申込みたい人については年に1回公募を行っている。周知は広報やホームページで行っている。

Q 金額設定はどうなっているか。(永代供養料、納骨費等)

A 1体用と2体用(一定の関係性がある人と隣合わせで収蔵)の区分を設けている。納骨壇使用料が1体用75,000円、2体用150,000円である。年間の管理用は不要。納骨壇の使用期限は使用許可日から20年間となり、納骨壇の使用期間経過後は、地下の合葬室に移して合祀する。

使用期間の満了までに申請すれば納骨壇の使用期間を延長でき、その場合は1体37,500円の使用料が発生する。

Q 何体まで収容可能か。

A 納骨室で1,800体(骨箱ベースで)、地下にある合葬室だと3,600体(骨袋ベースで)収容可能となっている。

Q 事業としてどれくらいの予算が必要か。

A 合葬式墓地等建設費は合計で58,394,550円。そのうち設計等の委託費が6,075,000円、工事費が47,599,800円、納骨壇の購入費が4,719,750円となっている。

Q 市内、民間の墓地を管理する団体とはこれまでに協議や話し合いは持っているのか。

A 合葬墓の整備にあたって、市内の他墓地や墓園を管理している団体、地域の共同墓地、宗教法人等との協議は行っていない。

④ 所感
別紙のとおり



小山市議会議事堂

(3) 福井県若狭町

農業の担い手確保に向けた取組について

① 町の概要

面積：178.65 平方キロメートル

人口：13,388 人（令和6年11月1日現在）

- ・福井県の南西部にあり、平成17年3月31日に「三方郡三方町」と「遠敷郡上中町」が合併し、「三方上中郡若狭町」が誕生した。
- ・ラムサール条約に登録された「三方五湖」、全国名水百選「瓜割の滝」、近畿一美しい川とされる1級河川「北川」など水資源が豊富な町である。
- ・「縄文遺跡」や「古墳」が数多く点在している。国道303号は、かつて日本海と畿内を結ぶ「若狭街道」として多くの物や文化が行き交い、街道に沿って栄えた宿場町「熊川宿」は国の重要伝統的建造物群に選定されている。
- ・福井梅発祥の地でもあり、ウメやナシなどの果物栽培が盛んなほか、民宿や旅館もあり、観光にも力を入れている。

② 説明者

若狭町産業振興課、有限会社かみなか農楽舎 取締役

③ 視察内容

(ア) 経緯

農業者の高齢化・後継者不足、担い手不足が全国的な問題となっている中、新規就農者の定住に繋がる取り組みを行っている(有)かみなか農楽舎を行政視察することとした。

(イ) 事業の概要

地域住民と行政、民間企業が共同出資して「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを目的に、農業研修施設(有)かみなか農楽舎を設立。年間2～3名程度を募集し、研修期間は2年間で共同生活を行い地域行事にも参加。1年目は農業の基本をマスターし、2年目は現場責任者として栽培から販売までを担い就農準備期間とする。研修手当も1年目は月5万円、2年目は月7万円を支給し、卒業後町内に就農定住した場合は、就農支度金42万円を支給。併せて国の就農準備資金(150万円/年×2年)や経営開始資金(150万円/年×3年)を利用している(選択制)。

今年で23年目の取り組みで、これまで卒業生52人、そのうち29人が町内で就農。家族を含めると83人が定住し、地域の活性化に繋がっている。

(ウ) 成果や評価

先輩卒業生の中には法人（5法人）を設立し、最も多い経営面積は62.9haとなっており、新規就農者の受入れ先にもなっている。更には地域の役員として頑張っている卒業生もいる。

町内の農地1,800haの内、卒業生が約215ha、かみなか農楽舎約45ha合わせて約15%の農地を耕作している。

(エ) 今後の展開

北上市機械化農業公社でも新規就農者育成事業に取り組んでいるが、その内容はあまり周知されていない。研修内容や支援内容等委員会で勉強し、取り入れられるところから取り組むべきだと思う。

(オ) 主な質疑

Q 新規就農者に対して、農地・農業機械・住宅等の支援があるが、具体的には。

A 50万円以上の農業機械・施設等は国の経営発展支援(上限500万円75%補助)、町単で1/20を補助(施設整備のみ)。

50万円以下は小農具整備奨励金(県単上限100万円:県1/2、町1/2)

住宅支援は町で新規就農者支援施設(1.5万円/月、最長2年間居住可能)

町外からの新規就農者に対し家賃3万円以内の半額助成

Q 研修生が定住を決めた理由(支援等)の多かった取り組み内容は。

A 補助金面では他市町と比較して潤沢ではない。研修中や卒業後の手厚いサポートや理想的な農村生活の実現、集落住民の温かい人柄などで定住を決めた方が多い印象である。

Q 農産物の販売ルートや販売先など、収益に結びつけるための工夫や利益を生むための方法はどのように教えているのか。

A 京都、大阪などの関西圏が近いこと、研修中は農作業の少ない農閑期に都市圏の料亭や飲食店へ飛び込みで営業に行くこともある。卒業後は自分の営業した飲食店を引き継ぎ、減農薬・無農薬栽培など高付加価値化で収益に結びつけられている人もいる。高く売っている人では米1俵(60kg)7万円で販売している。

Q 減農薬や無農薬栽培の具体的な取り組み内容は。また10a当たりの米の収穫量はどのくらいか。

A 農薬等は一切使用しない。水稻種子消毒も温湯消毒。堆肥も前年度に草刈りをしたものを発酵させて使っている。除草剤も一切使わない。米の収量は地域平均10a当たり8俵くらいであるが、無農薬栽培は6俵くらいである。

④ 所感
別紙のとおり



かみなか農楽舎視察

4 参加者

委員長 藤田 民生
委員 田島 清美
八重樫 民徳
小田島 徳幸

副委員長 熊谷 浩紀
齊藤 金浩
佐々木 護
高橋 孝二

所感

【角田市】

(11 番 藤田民生委員長)

農地耕作条件改善事業の再整備を進めるうえで、担い手農家から農地の分散錯圃のままでの経営規模拡大に限界を感じており、農地の集約化が必要だとして「人・農地プラン」を中心に検討を始めることとなった。

これまで地域の賃借料は 10a 当たり 3,000 円から 7,000 円であったものを地域内 5,000 円に統一して、農地の集約を進めることになったが、地権者の同意を得るために大変な苦勞をし、時には担い手が直接出向いて協力をお願いしたとお聞きしました。又耕作者の中でも農地の大きさ・形状・土質等もそれぞれ違うため、耕作者間での説得にも苦慮したとのことでした。最終的には農地を集約しなければ耕作者がいなくなり地域の農業が衰退してしまうとの危機感から、会合も 20 回を数え粘り強く協議を重ね集約を進めたとのことでもあります。

西根地区担い手農家土地利用計画で示した約 420ha の内 119ha を担い手に集約することができ、結果担い手(法人 1 含む)の平均団地数 11 団地から 4 団地に減少、耕作面積も法人で 80ha から 140ha、担い手の平均 20ha から 24ha に拡大することができ、生産コストの減少、作業効率の向上が図られた。

地域の農業を守るという強い信念で、いろいろな問題の解決に取り組んできた役員方には改めて敬意を表します。北上市は 13 地区で「人・農地プラン」を実践しておりますが、それぞれ地域の状況も違いますし賃借料もそれぞれであり統一することは非常に困難、むしろ不可能と思いますが、その中でもできる地区があれば是非とも進める価値は大いにあると思います。

(16 番 熊谷浩紀副委員長)

農地が何ヶ所にも分散し、農地の集約化が課題だったことから、「人・農地プラン」検討会はじめ、地区内での 20 回以上にわたる会合を通じて、1 年間で地区全体の約 4 分の 1 の面積となる 119 ヘクタールを集約できたということだった。まずある地区に限定というのか、その地区で声を発することができる人がいなければ難しく、絶妙なタイミングによる処も経緯として聞かれた。賃借料等の条件の確認がうまく出来る様なら、金納額の統一もできるかもしれないが、米の価格が変動する昨今、同じ様な事例を作り出すにはまだまだ課題がありそうと感じた。

(4 番 田島清美委員)

角田市の農業従事者の 8 割が 65 歳以上の高齢化と担い手不足により、平成 27 年度から要望がはじまり農地中間管理事業を活用しての集積を目的にし、農地耕作条件改善事業を実施されてきました。

検討委員会は 2015 年の設立準備から含めて 30 回行い、なかなか参加できない方には、担い手や地権者が出向いて理解をしてもらうなど、大変なご苦勞が伺えました。地権者には 2、3 回それ以上に足を運んで話し合い、それでも反対の人も出たという話もありましたが、地図におとした集積・集約後の状況を見ると、担い手の「10 年後の田んぼを考えてどうしたらいいのか?」の熱意で取り組んだというのがとても印象残りました。成果として、集約化により担

い手の生産コストが減少し、作業効率も 28%アップしている。

数年で出来ることではないこと、理解してもらうのに何度も足を運ぶなどの状況には農地集約というのは簡単なことでは無いとわかり、実現していくのには角田市のように熱い担い手を中心となる必要があると感じました。

(6番 齊藤金浩委員)

地域の課題ははっきりしていた。少子高齢化と農業人口の減少。分散した耕作地による担い手農家による負担増。昭和の時代から基盤整備した農地の水路等の老朽化による負担増。課題を一つ一つクリアしていくために、地域住民、担い手農家、農業委員、市農林振興課、市農業公社、土地改良区、県農業改良普及センター、農地中間管理機構、J A、農業委員会事務局らが一丸となって進んだことが成果に結びついた。さらに、事業達成のために担い手は何を行うか。地権者は何の書類を提出するかははっきりさせたことも良かった。

(7番 八重樫民徳委員)

同市の農業の課題に挙げられていたのは、従事者の 8 割が 65 歳以上で高齢化と担い手不足であり、これを克服するために農業振興公社が農業体験、就農希望者、新規就農者・研修をワンストップで実施したと報告された。当市の農業も同様の状況にあり、参考になる事例であった。

(8番 佐々木護委員)

・地域の農業の将来に危機意識を持った方が同時期に複数いたことと、その方々が熱意と根気を持って取り組んだことで成立した事例だと感じた。さらに、当時は少なくない額の協力金が交付され、その中から運営の費用を捻出できたことも要因となったと思う。

・当市でも、同様の問題意識から取り組みを考えている地域や実際に動いている地域があるようだが、西根地区の方々が相当な労力をかけて合意形成をしてきたことを真似できるかという点と難しいのではないかというのが、この分野に詳しい当委員の考えだった。

(17番 小田島徳幸委員)

角田市西根地区では、農地中間管理機構を経由しての農地集積が行われた。農地集積は、特にも水稻農家にとって効率的な農作業に欠かせない事であり、農業機械の大型化を進めることや、畦畔を取り除いて圃場を大きくすることでも、規模拡大及びで経営拡大につながる。農地中間管理機構を通しての農地集積をしたことで、集積補助金をもらうことができ、一部の担い手農家は大型機械の導入などに充てることができた。また、集積金の一部は事務管理費として地権者と担い手農家との調整に使っている。

もともと、担い手農家が個々の農家と受託契約をしていたものを、西根地区の担い手農家が一体となって農地集積を進めたことで、ばらばらな小作料を統一しなければならなくなり、地権者の理解を得ることに多大の苦労があったものと思う。

北上においても農地中間管理機構を通しての農地集積は進んでいるが、農地が担い手に集約されていない集落組織・担い手農家が多い。これは、地権者と担い手が個々に相対契約をして

いる状態で、農地中間管理機構への移行となっていることに尽きる。

農地中間管理機構は、農家がこの機構に農地を委託し、機構は、担い手農家を探し作業委託をするもので、農家と担い手農家の間を取り次ぐことを担っている。このため小作料金は担い手農家ごとにバラバラであった。

西根地区がまとめたのは、将来の地域農業をどうするか、担い手だけでなく、地権者も一緒になって考え、事務局の努力により農地集積と、担い手への農地集約ができたものと思う。

また、10a 当たりの小作料も地域内を 5,000 円と統一できたことも大きいし、問題が起きれば、事務局が中に入って解決することも地域をまとめていくことに大きく貢献していると思う。

(25 番 高橋孝二委員)

農地の集積についての地権者の理解と協力の同意を得るために、細分化したエリアごとに説明会を行なったこと。さらに説明会に欠席された地権者には、担い手が自ら訪問しての説明を行なった取組みに感銘しました。

特に、農業の担い手が年々高齢化している現状において、10年後20年後の状況を想定した説明は、北上市においても共通する課題であり、農地集積の協力を求める上で重要なポイントであると感じた。

【小山市】

(11 番 藤田民生委員長)

・路線バスの撤退により運行されていたコミュニティバス「おーバス」を、令和3年10月よりモバイル定期券としてスマホを使った決済ができる「noroca」の取り組みを開始。利用者は市内全14路線乗り放題や定期券購入時は、中学生以上65歳未満、通学(中学・高校・大学等)、小学生・65歳以上・障がい者に分類し、期間ごとに5割引・7割引と格安で販売している。また今年4月から7年3月まで実証実験として80歳以上の市民に対して無料とする取り組みを行っている。更に7月からは「おーバス」の運行時間外等の利用者を対象にタクシー割引(上限2,000円)を実施している。

北上市の人口や、おにまる号等の利用状況からみると、小山市の人口は約16万6千人であり、やはり人口のなせる事業であると感じた。

・これまで芝生墓地として管理していた場所に合葬式墓地を建立。平成23年度から1,800体の計画で事業を進め現在14年目で1,558体の見込みとなっており、あと数年で満杯になる見込みであり、需要の多いものと感じる。その中には芝生墓地を返還して、合葬式墓地に入る方も一定程度あるとのことである。

北上市は現在そこまでの需要はないが、永代供養墓の需要も増えてきており、参考になった。

(16 番 熊谷浩紀副委員長)

(コミュニティバス「おーバス」運行事業)について)

小山市はバス利用が少なく、車利用が多い。(全国共通だが)高齢者の悲惨な運転事故の増加

とともに、より便利に移動できる環境整備として車以外の移動手段の充実を図るため、おーバスの取り組みが始まったようだ。スマホ決済による定期・回数券を発行している点、若者向けには分かりやすい取り組みで、LINE アプリを使うことで新たなアプリ開発に経費を費やさず、お年寄りでもスマホに LINE が入っていることから、デバインド対策になり、積極的にスマホを利用しての活用にも一役買っている様だった。基本的にコミュニティバスだが、路線のない所でもデマンドバスやタクシーによる継投もあり、毎日運行しているのには驚いた。スマホ決済の「noroca」でタクシー割引が有り、考えられている事業と感じた。但し、北上市で同じ様にスマホ決済の活用や、IC カード活用の場合、端末機器の導入やそれに見合う利用率が上がるかは、ハードルが高いと感じた。

(合葬墓について)

少子高齢社会に伴い、家族がいない独居老人が増えており、自身のお墓を管理できなくなる家族構成の人も増えている。生涯、結婚せずに独り身の方々もあり、代々の墓をやむを得ない状況で墓じまいになる世帯も年々増加しているという。特に都心部、お墓が足りない、または入る墓がないという「お墓難民」の方々がいる。そこで行政として市営墓地に合葬墓を設置し、低価格で永代供養付きという事業に取り組む自治体が増えている。人口が多い地域だけでなく、今後北上市のような 10 万人いかない都市でも、お墓の問題は必ず、行政の手腕が試される時が来ると考える。小山市も今ある合葬墓では数年後に満杯になるということで、すでに増設の検討をしている話だった。北上市も、一般質問で出された内容を早く吟味し、将来的な対策を行なってほしい。

(4 番 田島清美委員)

当市でも重要課題の持続可能な公共交通の構築として、バスやタクシー様々な交通についてと JR 北上線 100 周年で赤字路線の存続に向け取り組んでいることから、小山市の鉄道とバスを合わせた公共交通サービスのカバー率 96.1%(令和 4 年)利用促進の取り組みを学びたいと視察になった。

5 エリアの予約制デマンドバスが市内全体をエリアとしてカバーし、15 路線のコミュニティバスを運行している。コミュニティバス運賃については、中学生以上 65 歳未満・200 円、小学生・65 歳以上・障がい者・100 円など料金についてもバスを利用しやすい料金としていた。利用促進の取り組みとして、全線乗り放題定期券(最大 70%オフ)やスマホの LINE を活用した全線乗り放題定期券も導入。

小山市 2018 年の調査でバス利用は非常に少ない 0.3%、自動車利用 69.0%、75 歳以上の 7 割が「車移動」だった状況から、「市民のための公共交通」とサービス水準を上位目標に照らした位置付けし、市が責任を持って実現すると方針を出され、平成 20 年度からの運行収入を見ても増えている。都市計画課 新交通・バス推進係で専門担当でもある。視点や基本目標、目指すくらしの姿をみても、公共交通の位置付けである「市民のための豊かな生活」をとらえられていると感じます。6時から 22 時台の現役世代がマイカーではなく公共交通を選ぶサービスや、ピーク時は 1 時間に 2 本運行の実現など、2025 年までに更なる上積み目標が細かく出されており、

今後も注目していきたい。

(6番 齊藤金浩委員)

小山市は人口 165,991 人（北上市の 1.8 倍）、面積 171.75 k m²（北上市の 0.4 倍）。マイカー無しでも便利な移動サービスと豊かな生活を小山市民、小山市への来訪者に提供することを基本理念に①おーバス（路線バス）を便利なバスへ②タクシー、デマンドバス等との連携により、移動サービスの充実へ③生活サービスとの連携により、まちや地域全体の活性化へ公共交通により実現を目指すとしている。

おーバスは主に市街地 15 路線バス、郊外には 5 エリアの予約制デマンドバスが配備されている。運賃は中学生以上 65 歳未満が 200 円、デマンドバスは 300 円。そのほか割安の定期券と乗り継ぎ割引等がある。さらに、令和 6 年 7 月から LINE を使った「スマホ de noroca」回数券の供用を開始した。

増え続ける自動車保有台数と減るバス利用者の解消に平成 8 年市内検討会を設置した。平成 20 年には地域コミュニティバス実験運行開始。同時時期に市内民間バス路線が廃止した。運行当初は利用者が少なく人を運ぶのではなく空気を運んでいると非難された。

おーバス利用促進のため、おーバス全線乗り放題定期券の発売に踏み込んだ。さらに、バスはどこ？いつくるの？に対応したバスロケーションシステム「おーバス Bus-GO」の導入、商業施設へのシャトルバスの乗合化など様々な利用促進により次第に利用者が増え運行開始から約 10 倍の 100 万人利用があった。

当市も同じように自動車の保有台数は増え続けている現状に、マイカーを持たなくても公共交通と徒歩や自転車等により便利に生活できるようなまちを目指すべきであるが人口減少の折ではあるが学ぶべき点は多々あった。

合葬式墓地は従来の区画墓地と異なり、1 つの墓に多くの焼骨と一緒に埋蔵する場所である。同紙に住民登録をし、1 年以上引き続き居住している人が利用でき、承継が必要ない墓地のため、継承者がいない人でも利用できる。使用料は用地、維持管理費、建設費を 1,800 遺骨数で割り 1 体用で 75,000 円。使用許可日から 20 年間納骨壇に埋蔵し、20 年経過後に合葬室に共同埋蔵される。20 年（令和 14 年）で 1,800 の遺骨数を想定していたが令和 8 年で終了する勢いとなった。

合葬式墓地は当市でもこれから需要が見込まれるため、導入の検討が必要である。継承者がいない人、墓じまいをする人そのような人が増大していくと思われることと、新たに墓地を購入するには費用がかさむほか、すでに近隣墓地の販売は終了しており郊外のみのためである。

(7番 八重樫民徳委員)

公共交通の手段としてのバス路線が、コミュニティバス化が進んでいる。

安全性・経済性に優れた交通手段として自家用車利用からの転換を促す工夫が求められ、当市のおに丸号の運行路線、時間帯、料金等について検証の参考としたい。

合葬墓事業については、お墓の相続人が不在となる問題を抱えており、親族の葬儀後の課題

について、当市においても将来の大きな課題になることから、検討されるべきものと思わされた。

(8番 佐々木護委員)

・そもそも当市と比べて公共交通に割いている予算の割合が大きい。便利に移動できる手段としての公共交通を志向している小山市と、公共交通なりの良さを便利さと切り離して考えている当市では、根本的に政策の考え方が異なるのではないかと。どちらが良いかは議論があると思うが、当市の考え方の要因になっているのは、今後進むドライバー不足や環境問題まで加味すると、公共交通に便利さを求めるのは無理があるというものだと理解している。その観点では、現在はドライバーも確保できている中で運行している小山市のダイヤが、今後5年10年先に持続可能なのか疑問が残る。

・「おーバスを補完するタクシー利用補助事業」は、バス、タクシー、利用者の三方にメリットのある素晴らしい取り組みだと感じた。

・公共交通の利用促進で最も有効だったのが、新年度に入学してくる高校生へのビラ配布だったというのが驚きだった。アナログな方法でも、本来的に有効な手段であれば活用すべきだと思った。

・合葬墓の需要の多さに驚いた。年間の使用者数をぐれなくおおよそ算出できるのであれば、ビジネスとして民間が担えるのではないかと思う。行政が受け皿になるのであれば、金銭的な問題や、身寄りがないなどの条件をつける方法もあるのではないかと。

(17番 小田島徳幸委員)

昨今、埋葬の方法がいろいろ出てきた。著名人の方が生前には、海をこよなく愛し自分の船を所有していた。家族に自分の死後、海に散骨して欲しいという遺言を残していたことから、テレビでも報道され、それと同時に色々な埋葬の仕方があることを知った。それと同時に、核家族や跡継ぎの問題など、先祖のお墓を守ることが現実の問題として身近になってきた。

お寺が、墓じまいとして共同の墓地や慰霊塔を立てていることは聞いたことがある。小山市は、合葬式墓地を建てた。合葬式墓地は、納骨室と合葬室があり、納骨室には1800柱の骨箱を納める事ができ、年間90体の焼骨箱を20年預かり、その後、合葬室に移す計画である。年間90体は、アンケートにより納骨数を決めたと、近年は委託数の増加があり造成を考えている。

(25番 高橋孝二委員)

「コミュニティバス「おーバス」の取り組みについて」

小山市は令和2年1月に立地適正化計画、翌3月に小山市総合都市交通計画に位置づけられていること。

最初のプロジェクトは市もコンサルタント会社もブランディングについて専門知識を十分有しておらず、体制を修正した。新検討委員会(MMプロジェクト)のメンバーに市の責任者(都市整備部長)と市の担当者2名、一般財団法人軽量計画研究所、大学有識者(筑波大学教授)の体制で臨み、MMプロジェクトに沿った検討が行なわれることになり、市の責任を明確にした

事は重要なことであると認識した。

「合葬式墓地の取組みについて」

北上市の現状では緊急性が低いと感じた。今後の人口動態と民間の供給状況を把握する必要がある。小山市では審議会で協議されたようですが民間団体との協議は行なっていないという説明であった。

維持管理について「特別会計」で収支を明確にしている点は学ぶべきことである。

【若狭町】

(11 番 藤田民生委員長)

農業者の高齢化と後継者不足、担い手不足により耕作放棄地の増加・過疎化が問題となっており、地域住民と行政、民間企業が共同出資して「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを目的に(有)かみなか農楽者が設立された。年間3名～4名程度募集(いない場合もある)して2年間の研修後、自立して新規就農者となる者、法人等へ就職する者などに分かれている。研修期間は共同生活を行いながら地域行事に参加するなど、地域との交流も行っている。1年目は農業の基本をマスターし2年目は現場責任者として栽培から販売までを担い、就農準備を行う期間としている。研修手当として1年目は5万円/月(60万円/年)、2年目は7万円(84万円/年)が支給され、卒業後町内に就農定住した場合は就農支度金42万円を支給。他に就農準備資金150万円/年×2年間もある。取り組みを始めて今年で23年目でありこれまで卒業生52人、そのうち29人が町内で就農しその家族を含め83人が定住しており、地域の活性化に繋がっている。

北上市機械化農業公社でも新規就農者育成事業に取り組んでいるが、その内容はあまり周知されていない。研修内容や支援内容等委員会で勉強し、取り入れられるところから取り組むべきだと思う。

(16 番 熊谷浩紀副委員長)

都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化することを大きな目標としているという。全国的に農業離れが進んでおり、農業をした事がない方々を就農させるのはやはり組織が必要と感じていました。特に何をすれば良いのかわからない方が、研修を2年間の合宿生活の中で実際にやってみて、農園や水田の作業を手伝って学び、将来的に独立するまでに決める期間があるのは有効的と捉えました。仕組みとしては様々な要因により、企業がバックアップすることができたきっかけや、事業を始める前の段階で国の補助事業があったこと、やる気のある町職員と町長がいた事実は相乗効果が奏をこうした様でした。当市で同じような形態が作れるかはバックアップ企業と市農林部・市長がこういう取り組みに対してどこまで理解して頂けるのが鍵と考えます。就農者が増え、人口が増えたのも事実ですが、新たな人間が集落に入って良い人間関係が築けているお話は心に残りました。

(4番 田島清美委員)

高齢化と後継者不足で農業・農村の再生が必須と考え、「都市の若者に農業・農村再生の担い手」を期待して2年間の「就農定住研修事業」を立ち上げた。新規就農者等として農業・農村に可能性を感じた若者に対しては、研修を行ない定住もはかっている。

事業は組織とし『有限会社かみなか農楽舎』が行っている。採用には20代から30代とし、選択制ではあるが奨励金があり、研修棟に入ってもらい共同生活をしながら就農定住に向け研修を行う長期滞在型であった。法人として収益性も高め、生産物の約5割を関西エリアの個人・飲食業者等へ直販している。

卒業生等が53名のうち、町内での定住者が27名。町外に定住し、町内で就農者が1名。町内在住の関係家族は25世帯、84人という報告にも驚かされた。多様化を目指して、農業作物のほかに陶芸、味噌、麴、レストラン、わら細工のワークショップもはじまっているということで若い方の限らない思考が反映され、広がっていると感じました。

初めて取り組む研修生のため、機械はよく壊れる(それ有りきで考えている)とのことで、その修理費や機械の台数などの確保も必要性があると感じた。

(6番 齊藤金浩委員)

若狭町は行政と集落住民とが主体となり、大阪にある農業にも力を入れている企業の「株式会社類設計室」と相互に協力出資して「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを大きな目標とする有限会社かみなか農楽舎を平成13年11月に設立した。出資割合は町50%、集落30%、類設計室20%。就農定住事業の研修事業、インターシップ事業、体験事業、農業生産事業、直販事業を行っている。経営規模は水稲25ha、転作18ha、野菜1ha、ハウス4棟、取締役3名、社員3名。卒業生53名のうち27名が町内定住している。町外に1名いるが町内で就農している。総売り上げは62千万円、経費は60千万円。米の販売金額が1袋(30㌔)5万円から7万。2年間の研修の中で給料を5万円から7万円受給し、農業の栽培技術の習得と農村生活を理解するため地域との密接な関係を深めていく。

研修生の半数以上が定住していることについては驚きであるが、研修生が農業法人を設立したり、既存の法人へ就農したりを考えると納得がいく。農楽舎のリーダーの考え、行動、統率力等が素晴らしくそのあとに続くものもその遺志を継いでいることが素晴らしい。卒業生のコメントはどれも希望にあふれるコメントである。

(7番 八重樫民徳委員)

担い手不足を解消する方法として就農希望者を募って若狭町の農業の再生を行っている「かみなか農楽舎」のきめ細かな事業は大いに参考になるもので、良い研修となりました。

(8番 佐々木護委員)

・「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」という法人の目的が素晴らしいと感じた。単に若者の就農を増やすだけでも事業として素晴らしいと思うが、関係人口や定住人口にも焦点を当てた相当時代を先取った取り組みだったと思う。就農のハードさは改めて説

明で感じたが、今後さらに需要の高まる事業になっていくと思う。

・一方で、事業の成立や特に立ち上げに際しては、熱意をもって取り組める複数の方の存在が不可欠だと感じた。その意味では、再現性は低いと思う。

・研修の中で販売まで行えることは非常に重要だと感じた。生産者が自身をブランディングしながら他市町村や都市部に販売することができれば、所得向上につながると思う。

(17番 小田島徳幸委員)

福井県若狭町に「かみなか農楽舎」という会社では、農薬や化学肥料を一切使わない農業生産法人がある。

経営面積 45ha.の内、水稲 25ha.作付けしているが、水稲苗は「コシヒカリ」の種子を温湯消毒し、除草剤も一切使わず堆肥としては、前年度に草刈りをして発酵させたものを使い、循環型の水稲栽培を行っていた。

収量は、10a 当たり6俵位と一般の農家よりかなり少ないと思ったが、販売単価は、1俵 60kg 当たり5万～7万と通常の5～6倍の単価であった。

(25番 高橋孝二委員)

「(有) かみなか農楽舎」の取組みに感銘を受けました。

「(有) かみなか農楽舎」の運営は地元(地域住民)、民間企業(類設計室)、行政(若狭町)が協力・出資しての第三セクター方式であること。

「担い手になってもらう」ことを明確にしているため、若狭町、地元集落、認定農業者等による研修体制を組み、栽培を実践・学びながら自主販売、体験事業、加工など多角的な農業研修を行なっている。

地域の歴史を知り、集落行事に参加し、地域作りの諸活動に参加している。

また、二つの研修コースがあり、一つは、自立して新規就農者となる研修コース。もう一つは法人社員として農業生産事業や収納定住研修事業を担う法人社員コース

特に記しておきたい点は、「(有) かみなか農楽舎」の役員には人生哲学と事業運営に対する覚悟が強く感じ取れた点である。